建築確認申請前の道路位置の相談について

【対象となる道路】

・ 建築基準法42条　第1項第5号道路 （位置指定道路・告示建築線）
・ 建築基準法42条　第1項第3号道路

※ 指定年月日が平成元年以降の位置指定道路のご相談は受け付けていません。
　 指定図の通りに道路位置を復元してください。

【相談について】

建築確認申請の提出前に道路の位置(幅員、境界、隅切、終端など)が不明確な場合に、事前相談を受付けております。

・ 回答した道路の位置は、建築確認を申請する際の暫定的な道路境界線になります。
将来にわたり確定するものではございません。

・ 調査の結果、現況が不明確な場合など、土地・建物等の関係権利者での位置の確認が必要な場合があります。

・ 区道上に指定がある1項5号道路で、後退部分の寄附を検討されている場合、暫定的な道路境界線では寄附が受付けられないことがあります。寄付を希望される方は相談提出時にお申し出ください。

・これは条例等で定められている協議等ではございません。任意の事前相談です。

上記の点をご了承いただき、下記の書類をご準備のうえ窓口へ提出ください。
※メール・ＦＡＸ・郵送等での相談受付はできません。

【提出書類】

・ 案内図（場所が特定できるように住所を明記願います）
・ 公図
・ 現況測量図(A3 1/100 ｻｲｽﾞ推奨)
・ 連絡先 （名刺など）
・ 地積測量図 ※
・ 登記簿謄本 ※

※ 必要に応じてご提出いただく場合があります。必須ではありません。

【相談に要する期間】　回答まで1カ月程度期間をいただいております。

★どなたでもご相談いただけますが、相談結果については土地所有者等の関係権利者に情報共有していただき、売買等による所有権移転がある際は、建築確認申請時まで引継いでいただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
狭あい道路整備課 判定係
TEL:03-3312-2111(代表)
内線：3484、3483
SUGINAMI CITY